

事 務 連 絡
令和8年3月25日

改正建築物省エネ法・建築基準法の
円滑施行に関する連絡会議 関係団体 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付

「既存建築物の現況調査ガイドライン（事例編）」の作成等について

平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

「既存建築物の現況調査ガイドライン」(令和6年12月6日付国住指第318号により通知。)を活用して現況調査を実施し、確認済証の交付を受けた事例を紹介する事例編を作成するとともに、ガイドライン本編を改訂したので、お知らせします。

貴団体におかれては、内容をご確認いただくとともに、会員等の皆さまに対しても、この旨周知方お願いします。

<主な変更点>

○既存建築物の現況調査ガイドライン（事例編） 新規作成

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001991279.pdf>

○既存建築物の現況調査ガイドライン（第4版）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001967456.pdf>

該当 ページ	内容
P5, 10	増築等又は用途変更に併せて改修し、現行の規定に適合させる計画としている部分については、調査結果を「不明」とし、調査を省略することも可能な旨を追記した。
P16, 17	増築・改築及び大規模修繕・模様替の確認申請の添付図書について、図表に整理した。
P31-44	現況調査報告書の記入例について、事例を踏まえて個々の規定への適合性の調査結果表を簡素化するとともに、改修により現行の規定に適合させる計画である場合に調査を省略する旨などを記載できる備考欄を設けた。